

令和5年度 学校栄養職員5年経験者研修実施要領

1 育成指標

充実ステージ：〔教職を支える力〕〔生徒指導力〕〔食育推進力〕〔学校運営力〕

2 目的

学校栄養職員経験者研修は、学校栄養職員の経験年数に応じた専門的知識・技能の向上を図るため、健康教育や学校給食全般に関する専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

3 対象

小・中学校及び特別支援学校の経験5年目の学校栄養職員

4 研修内容

(1) 校内における研修（4日）

① 授業研究等（3日程度）

ア 研究授業(教科、特別活動等) 1日程度

〈 研究授業を行うにあたっての流れ(案) 〉

- a 実態把握（アンケート）
- b 児童・生徒の実態（課題）を把握し、課題解決に向けた取組内容を計画
- c 食に関する指導や取組を行う
- d 校内の教職員等から指導を仰ぐ
- e 事後指導と評価（アンケート）

イ 研究授業参観、校内研修への参加等2日程度

② 衛生管理に関すること 1日

(2) 校外研修（1日）

① 義務：小・中学校勤務の学校栄養職員（管轄教育事務所における研修1日）

② 県立：中学校・特別支援学校勤務の学校栄養職員（総合教育センターにおける研修1日）

5 提出書類

校長は、次ぎに掲げる文書等を教育委員会及び教育センター等に提出するものとする。

様式	文書	校種／提出部数	提出先	提出期限	備考
様式1	校内研修計画	義務(小・中学校) 計3部提出	市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出 教育センター(所長宛)1部	教育委員会及び教育センターへ 6月23日(金)必着	※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 7月3日(月)必着
		県立(特支・中学校) 1部提出	教育センター(所長宛)1部		
様式2	授業研究報告書	義務(小・中学校) 計3部提出	市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出 教育センター(所長宛)1部	教育委員会及び教育センターへ 令和6年2月9日(金)必着	※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 令和6年2月16日(金)必着
		県立(特支・中学校) 1部提出	総合教育センター1部		
様式3	衛生管理研修実施報告書	義務(小・中学校) 計3部提出	市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出 教育センター(所長宛)1部		
		県立(特支・中学校) 1部提出	教育センター(所長宛)1部		

様式4-①	研修報告書の 内容確認所	報告書を提出する前の確認用として使用（押印）し、教育センターへの報告物と一緒に提出する（教育委員会等へは提出なし）。			
様式4-②	校内・校外研修報告書	義務（小・中学校） 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出	校外研修 教育委員会及 教育センターへ 12月15日(金) 必着	※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 校外研修 12月22日(金)必着
		県立（特支・中学校） 1部提出	・教育センター（所長宛）1部 教育センター（所長宛）1部	校内研修 教育委員会及び 教育センターへ 令和6年 2月9日(金) 必着	校内研修 令和6年2月 16日(金)必着 ・各教育事務所等の研修報告書（校外）も提出する。
その他	食に関する指導全体計画 ①、②	義務（小・中学校） 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出	教育委員会及び 教育センターへ 令和6年 2月9日(金)必着	※令和6年度版 ※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 令和6年2月 16日(金)必着
		県立（特支・中学校） 1部提出	・教育センター（所長宛）1部 教育センター（所長宛）1部		
	③校内研修における指導案（教科、特別活動等）	義務（小・中学校） 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出	教育委員会及び 教育センターへ 令和6年 2月9日(金)必着	※ワークシート等がある場合は提出する。 ※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 令和6年2月 16日(金)必着
		県立（特支・中学校） 1部提出	・教育センター（所長宛）1部 教育センター（所長宛）1部		
④定期及び日常の衛生検査第1～5・7・8票	義務（小・中学校） 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は内1部を各教育事務所へ提出	教育委員会及び 教育センターへ 令和6年 2月9日(金)必着	※文部科学省学校給食衛生管理基準	
	県立（特支・中学校） 1部提出	・教育センター（所長宛）1部 総合教育センター1部			

※教育事務所等（総合教育センター）開催の研修の提出様式及び枚数等については各教育事務所等（県立総合教育センター）の指示に従う。（特段の指示がない場合は様式4-②を使用する）

5 研修の欠席届・延期・中断届について

- (1) 学校栄養職員5年経験者研修を欠席及び延期・中断する時は、校長は、様式5及び様式6に必要事項を記入して、以下へ提出すること。
- (2) 研修当日に欠席事由が生じた時は、速やかに関係機関に電話連絡をし、後日欠席届を提出すること。

様式 5	欠席届	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部	●欠席の際は、所属長より、研修実施機関（教育事務所や県立総合教育センター等）へ連絡を入れ、後日、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立（特支・中学校） 計 1 部提出	・教育センター（所長宛）1 部	
様式 6	延期・ 中断届	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部	●研修を延期・中断する場合には、後日、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立（特支・中学校） 計 1 部提出	・教育センター（所長宛）1 部	

6 校外研修

- (1) 小・中学校は、各教育事務所が行う「5年経験者研修」を1日受講する。
- (2) 小・中学校は、上記計画以外に、各教育事務所主催で計画されている研修に参加することがあります。（各事務所の指示に従って研修を実施して下さい。）
- (3) 特別支援学校・県立学校は、県立総合教育センターが行う「5年経験者研修」を1日受講する。

令和5年度 学校栄養職員5年経験者校外研修計画

研 修	期 日	対象校種	場 所	領 域	形 態	主 な 内 容
第1回	5月～ 8月	義務 (小・中学校)	各教育 事務所	基礎	講 話	・各教育事務所が行う研修に参加 (事務所長講話・教育法規、服務関連 ・授業参観・指導案作成等)
	8/16 (水)	県立 (特支・中学校)	総合教育 センター	基礎	講 話 協 議	・本県教育の現状と課題 ・教育公務員としての心構え

7 校内研修

研修場所	領域	内容
学校 (3日程度)	専門的素養	食に関する指導 ・研究授業及び授業研究会 ・校内研修における食育に関する報告 ・研究授業参観・校内研修等の参加
調理場 (1日程度)	専門的素養	衛生管理に関すること（◎等の機会を利用する） ・各施設の衛生管理上の課題について、調理従事者や関係職員とともに改善のための方策について協議。 ・課題の改善に向けた取り組み方法 ◎研究授業方式による衛生管理研究会（全国学校栄養士協議会） ◎各市町村が主催する衛生管理研修会